

第13回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2018年6月20日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階「ボールルーム」

※昨年と会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えの無いようご注意ください。

株主総会に当日ご出席いただけない方**議決権
行使期限**

2018年6月19日（火曜日）
午後5時15分まで

同封の議決権行使書のご返送又はインターネット等により議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。



詳細は6ページの「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

目次

■ 第13回定時株主総会招集ご通知……………	3
■ 株主総会参考書類……………	11

会社提案

第1号議案 取締役15名選任の件

株主提案

第2号議案 定款一部変更の件
（追加売出しの一時凍結）

第3号議案 定款一部変更の件
（TOB・MBOを実施し上場廃止する）

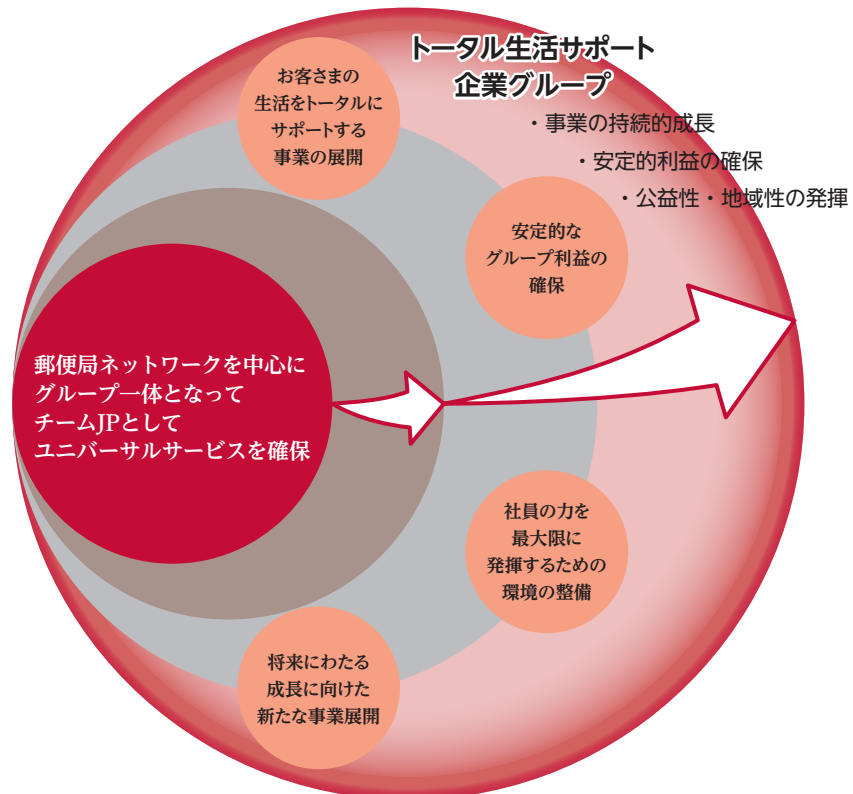
第4号議案 定款一部変更の件
（契約運賃の開示）

【第13回定時株主総会添付書類】

■ 事業報告……………	29
■ 連結計算書類……………	63
■ 計算書類……………	66
■ 監査報告書……………	69

日本郵政グループ経営理念

郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、
民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮しつつ、
お客さま本位のサービスを提供し、
地域のお客さまの生活を支援し、お客さまと社員の幸せを目指します。
また、経営の透明性を自ら求め、
規律を守り、社会と地域の発展に貢献します。



株主の皆さまへ

平素より、日本郵政グループをお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長の長門正貢でございます。

2018年5月15日に新グループ中期経営計画「日本郵政グループ中期経営計画2020」を公表いたしました。

前中期経営計画（2015～2017年度）の3年間ににおいては、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険の3社同時上場を実現し、日本郵政グループは、サービスの安定的な提供だけでなく、健全かつ効率的な経営にこれまで以上に取り組む上場企業グループとして新たな進化を始めました。

次の3年間ににおいては、この進化を加速させ、これまで以上に、お客さま・社員・株主の皆さま等、全ての方に選ばれる会社へと発展していきたいと考えております。

そのための基本方針を次の4つといたしました。

1. お客さまの生活をトータルにサポートする事業の展開
2. 安定的なグループ利益の確保
3. 社員の力を最大限に発揮するための環境の整備
4. 将来にわたる成長に向けた新たな事業展開

日本郵政グループ中期経営計画2020の計画期間中、歴史的低金利の影響等でいよいよ厳しい経営環境が我々を待ち受けておりますが、以上の4つの基本方針に基づき、厳しい経営環境下での減収・コス

ト増を、増収・コスト削減施策により跳ね返すべく、取り組んでまいります。

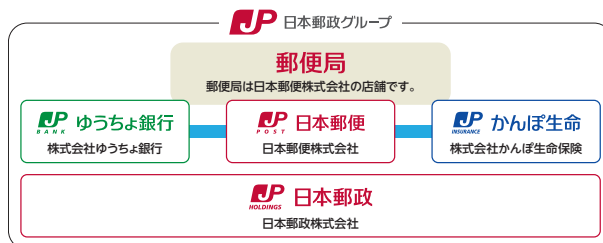
2021年に迎える郵政事業創業150周年に向けて、「そばにいるから、できることがある。」のスローガンの下、「チームJP」として全社員一丸となり、株主の皆さまのご期待に応えられる「トータル生活サポート企業グループ」への成長・発展を遂げるよう、挑戦を続けてまいります。

株主の皆さまにおかれましても、これまで以上に、日本郵政グループへのご支援・ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長

長門 正貢



株主各位

2018年5月31日
東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

日本郵政株式会社

取締役兼代表執行役社長 長門 正貢

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りたくご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席
される場合



株主総会当日に議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

書面により議決権を
行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、総会日前日の2018年6月19日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

インターネット等により
議決権を行使される場合



議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、2018年6月19日（火曜日）午後5時15分までに賛否をご入力ください。

→ 8ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

記

1. 日 時 2018年6月20日（水曜日）午前10時 ※受付開始は午前9時

2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階「ボールルーム」
当社は、第12回定時株主総会を神奈川県横浜市の横浜アリーナで開催いたしました。本株主総会におきましては、より多くの株主さまにご来場いただけるよう、上記会場で開催することといたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えの無いようご注意ください。

3. 目的事項 〈報告事項〉
1. 第13期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件

〈決議事項〉

会社提案

第1号議案 取締役15名選任の件

株主提案

第2号議案 定款一部変更の件（追加売出しの一時凍結）

第3号議案 定款一部変更の件（TOB・MBOを実施し上場廃止する）

第4号議案 定款一部変更の件（契約運賃の開示）

株主提案（第2号議案から第4号議案まで）に係る議案の要領は、「株主総会参考書類」（26ページから28ページまで）に記載のとおりです。

以上

- ※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.japanpost.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含みます。
- ※株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.japanpost.jp/>) にてお知らせいたします。
- ※当日の議事進行につきましては、日本語で行います。通訳者（手話通訳者を含みます。）の同席は可能ですので、同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出願います。なお、日本語の手話通訳に限り、当社にて通訳を手配することも可能ですので、ご必要の場合は、当日受付にてお申し出願います。
- ※株主さまへのお土産はご用意しておりません。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。

後記の株主総会参考書類（11ページ～28ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の**3つの方法**がございます。

1 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時：2018年6月20日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場 所：ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階「ボールルーム」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

2 書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

詳細は次ページの「書面による議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限：2018年6月19日（火曜日）午後5時15分到着分まで

3 インターネット等で議決権を行使される場合



8ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、ご行使ください。

行使期限：2018年6月19日（火曜日）午後5時15分まで

機関投資家の
皆さまへ

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

【議決権の不統一行使について】

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の**3日前まで**に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。



書面による議決権行使のご案内

行使期限：2018年6月19日（火曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

■記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 _____ 議決権行使個数 _____ 個

日本郵政株式会社 御中

私は、2018年6月20日開催の貴社第13回定時株主総会（継続会又は延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2018年 ____ 月 ____ 日

議案	第1号議案 (下の候補者を除く)
会社提案	賛
株主提案	否

議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
株主提案	賛	賛	賛
	否	否	否

(ご注意)
当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。第2号議案以下につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
日本郵政株式会社

議決権を重複して行使された場合の取り扱いについては、招集通知を参照ください。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

第1号議案は取締役会及び指名委員会からご提案させていただきます。

第2号議案～第4号議案は一部の株主さまからのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は26ページ以降をご参照ください。

日本郵政株式会社

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

■記入例

会社提案・取締役会の意見に
ご賛同いただける場合

議案	第1号議案 (下の候補者を除く)
会社提案	賛
株主提案	否

議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
株主提案	賛	賛	賛
	否	否	否

会社提案・取締役会の意見に
反対される場合

議案	第1号議案 (下の候補者を除く)
会社提案	賛
株主提案	否

議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
株主提案	賛	賛	賛
	否	否	否



インターネット等による議決権行使のご案内

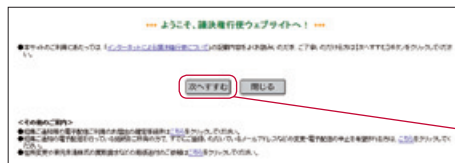
行使期限：2018年6月19日（火曜日）午後5時15分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。

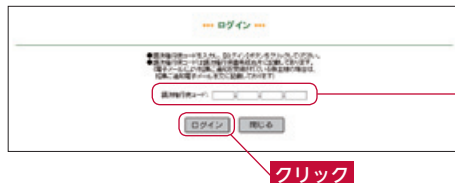
議決権行使ウェブサイト ▼

<https://www.web54.net>



2 ログインする

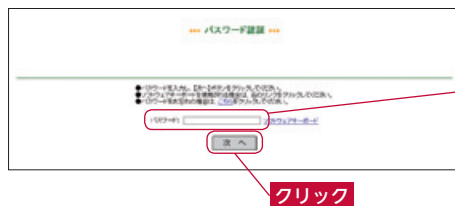
同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



3 パスワードの入力

同封の議決権行使書用紙に表示された「パスワード」をご入力いただき、「次へ」をクリックしてください。

本株主総会招集ご通知を「MyPost」で受け取られた場合は、議決権行使書用紙右片のパスワード欄を「*****」で表示しております。「MyPost」受け取りご登録確認時にご自身で設定されたパスワードをご入力ください。



以降、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

※書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

※インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

インターネット等による議決権行使でパソコンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル） 受付時間：午前9時～午後9時

「MyPost」で招集ご通知等の電子データを受領することができますので、ご希望の場合は、パソコンから以下ウェブサイトアクセスしてお手続きください。

※「MyPost」とは、日本郵便がインターネット上にご用意する「郵便受け」です。

<https://www.mypost.post.japanpost.jp>

「MyPost」に関するお問い合わせ先

電話番号：0120-343-389（フリーダイヤル）

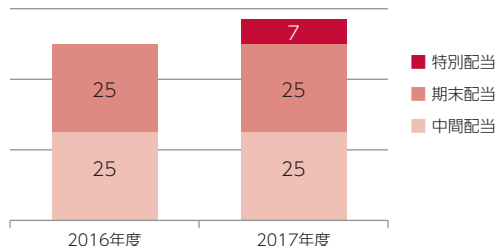
受付時間：午前10時～午後6時（土日休・年末年始（12/29 - 1/3）を除く）

配当金について

2018年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金
1 株当たり32円
(期末配当25円 特別配当7円)

2 効力発生日
2018年6月21日



当社は、定款の規定により、2018年5月15日開催の取締役会で、期末配当金を1株当たり32円とし、効力発生日（支払開始日）を2018年6月21日とすることを決議いたしました。

この金額は、当初予定していた期末配当額25円に加え、業績の改善及び日本郵政グループ民営化10周年を踏まえた特別配当7円となっております。

なお、中間配当金として1株当たり25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき57円となります。

「期末配当金領収証」（銀行振込ご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込みについて」）は、2018年6月20日開催の第13回定時株主総会決議ご通知に同封してご送付申し上げます。

主な手続き、ご照会等の内容

- 配当金受領方法の指定のお手続き
- 住所・氏名変更等のお手続き
- 単元未満株式の買取・買増請求のお手続き

お問い合わせ先

口座を開設されている証券会社

主な手続き、ご照会等の内容

- 支払期間経過後の配当金に関するご照会
- 郵送物等の発送と返戻に関するご照会
- その他株式事務に関する一般的なお問い合わせ

お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
☎ 0120-580-840 (フリーダイヤル)
(受付時間 土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時)

議案及び参考事項

会社提案

第 1 号議案 取締役15名選任の件

取締役全員（15名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	
1	ながとまさつぐ 長門正貢	取締役兼代表執行役社長、指名委員、報酬委員	再任
2	すずきやすお 鈴木康雄	取締役兼代表執行役上級副社長、内部統制総括担当	再任
3	いけだのり 池田憲人	取締役	再任
4	よこやまくに 横山邦男	取締役	再任
5	うえひらみつ 植平光彦	取締役	再任
6	むかいり 向井理希	取締役、監査委員（常勤）	再任
7	のまみわこ 野間光輪子	社外取締役、監査委員	再任 社外 独立
8	みむらあき 三村明夫	社外取締役、指名委員長	再任 社外 独立
9	やぎただし 八木 丈	社外取締役、監査委員長（常勤）、報酬委員	再任 社外 独立

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当			
10	いし はら くに お 石 原 邦 夫	社外取締役、指名委員	再任	社外	独立
11	チャールズ・ デイトマース・ レイク二世 ^{にせい}	社外取締役	再任	社外	独立
12	ひろ の みち こ 広 野 道 子	社外取締役	再任	社外	独立
13	むな かた のり お 宗 像 紀 夫	社外取締役、監査委員	再任	社外	独立
14	おか もと つよし 岡 本 毅	—	新任	社外	独立
15	こえ づか み はる 肥 塚 見 春	—	新任	社外	独立

- (注) 1. 当社は、池田憲人氏、横山邦男氏、植平光彦氏、向井理希氏、野間光輪子氏、三村明夫氏、八木証氏、石原邦夫氏、チャールズ・デイトマース・レイク二世氏、広野道子氏及び宗像紀夫氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏が再任された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。さらに、当社は、岡本毅氏及び肥塚見春氏の選任が承認された場合、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
2. 野間光輪子氏、三村明夫氏、八木証氏、石原邦夫氏、チャールズ・デイトマース・レイク二世氏、広野道子氏及び宗像紀夫氏は、^(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。また、岡本毅氏及び肥塚見春氏は^(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の独立役員指定基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 広野道子氏の戸籍上の氏名は、藤井道子であります。

1 ながとまさつぐ
長門正貢



候補者の有する当社の株式数
2,400株

取締役在任年数
3年

取締役会への出席状況
14/14回 (100%)

指名委員会への出席状況
2/2回 (100%)

報酬委員会への出席状況
4/4回 (100%)

1948年11月18日生

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1972年 4月	(株)日本興業銀行入行	2015年 5月	(株)ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長
2000年 6月	同社執行役員	2015年 6月	当社取締役
2001年 6月	同社常務執行役員	2016年 4月	当社取締役兼代表執行役社長(現任)
2002年 4月	(株)みずほ銀行常務執行役員		日本郵便(株)取締役(現任)
2003年 4月	(株)みずほコーポレート銀行常務執行役員		(株)ゆうちょ銀行取締役(現任)
2006年 6月	富士重工業(株)専務執行役員	2016年 6月	(株)かんば生命保険取締役(現任)
2007年 6月	同社取締役兼専務執行役員		
2010年 6月	同社代表取締役副社長		
2011年 6月	シティバンク銀行(株)取締役副会長		
2012年 1月	同社取締役会長		

【地位及び担当】
取締役兼代表執行役社長、指名委員、報酬委員

重要な兼職の状況

日本郵便(株)取締役、(株)ゆうちょ銀行取締役、(株)かんば生命保険取締役

取締役候補者とした理由

長門正貢氏は、シティバンク銀行(株)等において、取締役会長等を歴任するとともに、当社代表執行役社長として日本郵政グループ全般の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

2
すずきやすお
鈴木康雄



候補者の有する当社の株式数
6,900株
取締役在任年数
5年
取締役会への出席状況
14/14回（100%）

1950年4月23日生

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1973年 4月	郵政省入省	2013年 6月	当社取締役兼代表執行役副社長
2005年 5月	総務省郵政行政局長		日本郵便(株)取締役（現任）
2006年 7月	同省情報通信政策局長	2015年 6月	当社取締役兼代表執行役上級副社長（現任）
2007年 7月	同省総務審議官（郵政・通信担当）		
2009年 7月	同省総務事務次官		
2010年 1月	同省顧問		
2010年10月	(株)損害保険ジャパン顧問		

【地位及び担当】

取締役兼代表執行役上級副社長、内部統制総括担当

重要な兼職の状況

日本郵便(株)取締役

取締役候補者とした理由

鈴木康雄氏は、総務省において、郵政行政局長、総務事務次官等を歴任し、郵政行政その他の分野における豊富な業務経験を有するとともに、当社代表執行役上級副社長として日本郵政グループ全般の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3 いけ だ のり と
池 田 憲 人



候補者の有する当社の株式数
600株
取締役在任年数
2年
取締役会への出席状況
14/14回 (100%)

1947年12月9日生

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1970年 4月	(株)横浜銀行入行	2012年 2月	(株)東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長
1996年 6月	同社取締役	2016年 4月	(株)ゆうちょ銀行代表執行役社長
2001年 4月	同社代表取締役	2016年 6月	同社取締役兼代表執行役社長(現任)
2003年 6月	同社取締役 横浜キャピタル(株)代表取締役 会長		当社取締役 (現任)
2003年12月	(株)足利銀行頭取 (代表取締役)	【地位及び担当】 取締役	
2004年 6月	同社頭取 (代表執行役)		
2008年 9月	A. T. カーニー特別顧問		

重要な兼職の状況

(株)ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長、(株)ファンケル社外取締役

取締役候補者とした理由

池田憲人氏は、(株)足利銀行等において、頭取 (代表取締役) 等を歴任するとともに、主要子会社である(株)ゆうちょ銀行の取締役兼代表執行役社長として同社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

池田憲人氏が取締役兼代表執行役社長を務める(株)ゆうちょ銀行と当社とはグループ運営に関する契約を締結し、同契約に基づき当社は同社からブランド価値使用料の支払いを受けているほか、当社と同社との間には不動産賃貸借等の取引関係があります。

4

よこやまくにお
横山邦男



候補者の有する当社の株式数
1,400株

取締役在任年数
2年

取締役会への出席状況
14/14回 (100%)

1956年8月4日生

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月	(株)住友銀行入行	2014年 4月	同社代表取締役社長兼CEO
2006年 2月	当社執行役員	2016年 6月	日本郵便(株)代表取締役社長兼 執行役員社長（現任） 当社取締役（現任）
2007年10月	当社専務執行役		
2009年10月	(株)三井住友銀行執行役員		
2011年 4月	同行常務執行役員		
2013年 5月	三井住友アセットマネジメン ト(株)副社長執行役員	【地位及び担当】 取締役	
2013年 6月	同社取締役副社長兼副社長執 行役員		

重要な兼職の状況

日本郵便(株)代表取締役社長兼執行役員社長

取締役候補者とした理由

横山邦男氏は、三井住友アセットマネジメント(株)等において、代表取締役社長兼CEO等を歴任するとともに、主要子会社である日本郵便(株)の代表取締役社長兼執行役員社長として同社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

5 うえ ひら みつ ひこ
植 平 光 彦



候補者の有する当社の株式数
200株
取締役在任年数
1 年
取締役会への出席状況
11/12回 (91.7%)

1956年2月19日生

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1979年 4月	東京海上火災保険(株)入社	2017年 6月	同社取締役兼代表執行役社長 (現任)
2012年 6月	東京海上ホールディングス(株) 執行役員		当社取締役 (現任)
2013年 6月	(株)かんぽ生命保険常務執行役		
2015年 6月	同社専務執行役		

〔地位及び担当〕
取締役

重要な兼職の状況

(株)かんぽ生命保険取締役兼代表執行役社長

取締役候補者とした理由

植平光彦氏は、東京海上ホールディングス(株)等において、執行役員等を歴任するとともに、主要子会社である(株)かんぽ生命保険の取締役兼代表執行役社長として同社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

植平光彦氏が取締役兼代表執行役社長を務める(株)かんぽ生命保険と当社とはグループ運営に関する契約を締結し、同契約に基づき当社は同社からブランド価値使用料の支払いを受けているほか、当社と当社との間には不動産賃貸借等の取引関係があります。

6 むか い り き
向 井 理 希



候補者の有する当社の株式数
600株
取締役在任年数
1 年
取締役会への出席状況
12/12回 (100%)
監査委員会への出席状況
16/16回 (100%)

1956年10月1日生

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月	住友信託銀行(株)入社	2007年10月	(株)ゆうちょ銀行常務執行役
2006年 6月	当社入社	2017年 6月	当社取締役 (現任)
2007年 4月	日本郵政公社執行役員		

〔地位及び担当〕
取締役、監査委員 (常勤)

取締役候補者とした理由

向井理希氏は、主要子会社である(株)ゆうちょ銀行において、常務執行役等を歴任し、その経歴を通じて培った経営、財務及び会計に関する適切な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

7 野間光輪子



候補者の有する当社の株式数
3,400株

社外取締役在任年数
5年

取締役会への出席状況
14/14回 (100%)

監査委員会への出席状況
22/22回 (100%)

1948年7月13日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1971年 4月	安藤建設(株)入社	2013年 6月	当社取締役 (現任)
1973年 4月	(株)根津建築事務所入社		
1979年 2月	野間建築設計事務所設立		
1989年 1月	(株)野間建築設計事務所 (現日本ぐらし(株)) 代表取締役 (現任)		

【地位及び担当】
社外取締役、監査委員

重要な兼職の状況

日本ぐらし(株)代表取締役、(株)望月代表取締役

社外取締役候補者とした理由

野間光輪子氏は、京都市の日本ぐらし(株)において、代表取締役として長年にわたり株式会社の経営に携わるとともに、地域の活性化に尽力しており、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

8 三村明夫



候補者の有する当社の株式数
一株

社外取締役在任年数
5年

取締役会への出席状況
13/14回 (92.9%)

指名委員会への出席状況
2/2回 (100%)

1940年11月2日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1963年 4月	富士製鐵(株) (現新日鐵住金(株)) 入社	2012年10月	同社取締役相談役
1993年 6月	同社取締役	2013年 6月	当社取締役 (現任)
1997年 4月	同社常務取締役		新日鐵住金(株)相談役
2000年 4月	同社代表取締役副社長	2013年11月	同社相談役名誉会長 (現任)
2003年 4月	同社代表取締役社長		
2008年 4月	同社代表取締役会長		

【地位及び担当】
社外取締役、指名委員長

重要な兼職の状況

新日鐵住金(株)相談役名誉会長、日本商工会議所会頭、東京商工会議所会頭、(株)日本政策投資銀行社外取締役、(株)産業革新機構社外取締役、東京海上ホールディングス(株)社外取締役、(株)日清製粉グループ本社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

三村明夫氏は、新日鐵住金(株)において、代表取締役社長、会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

9

や

八

ぎ

木

ただし

梶



候補者の有する当社の株式数
3,400株

社外取締役在任年数
5年

取締役会への出席状況
14／14回（100％）

監査委員会への出席状況
22／22回（100％）

報酬委員会への出席状況
4／4回（100％）

1948年 1月 2日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1971年 4月	社団法人共同通信社（現一般社団法人共同通信社）入社	2013年 6月	当社取締役（現任） （株）共同通信会館監査役
2008年 1月	同社名古屋支社長（理事待遇）	2015年 6月	（株）共同通信社監査役
2010年 6月	同社常務監事	2016年 6月	（株）共同通信社顧問（現任）
2012年 6月	同社特別顧問		

【地位及び担当】

社外取締役、監査委員長（常勤）、報酬委員

重要な兼職の状況

（株）共同通信社顧問

社外取締役候補者とした理由

八木 梶氏は、一般社団法人共同通信社において、名古屋支社長、常務監事等を歴任し、広く政治、経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い知見を有しており、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

10 いし はら くに お
石 原 邦 夫



候補者の有する当社の株式数
4,300株

社外取締役在任年数
3年

取締役会への出席状況
13/14回 (92.9%)

指名委員会への出席状況
2/2回 (100%)

1943年10月17日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1966年 4月	東京海上火災保険(株)入社	2007年 6月	同社取締役会長 (株)ミレアホールディングス取 締役会長
1995年 6月	同社取締役	2008年 7月	東京海上ホールディングス(株) 取締役会長
1998年 6月	同社常務取締役	2013年 6月	東京海上日動火災保険(株)相談 役(現任)
2000年 6月	同社専務取締役	2015年 6月	当社取締役(現任)
2001年 6月	同社取締役社長		
2002年 4月	(株)ミレアホールディングス取 締役社長		
2004年10月	東京海上日動火災保険(株)取締 役社長		

【地位及び担当】
社外取締役、指名委員

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険(株)相談役、東京急行電鉄(株)社外監査役、(株)ニコン社外取締役

社外取締役候補者とした理由

石原邦夫氏は、東京海上日動火災保険(株)等において、取締役社長、会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

11 チャールズ・デイトマース・レイク二世



候補者の有する当社の株式数
一株

社外取締役在任年数
2年

取締役会への出席状況
14/14回 (100%)

1962年1月8日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1992年 8月	米国通商代表部 (U S T R) 日本部長	2001年 7月	同社副社長
1993年 7月	同代表部日本部長兼次席通商代表付法律顧問	2003年 1月	同社日本における代表者・社長
1995年 1月	デューイ・バレンタイン法律事務所米国弁護士	2005年 4月	同社日本における代表者・副会長
1999年 6月	アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス (アメリカンファミリー生命保険会社) 日本支社執行役員・法律顧問	2008年 7月	同社日本における代表者・会長
		2014年 1月	アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長 (現任)
		2016年 6月	当社取締役 (現任)
		2018年 4月	アフラック生命保険(株)代表取締役会長 (現任)

【地位及び担当】
社外取締役

重要な兼職の状況

アフラック生命保険(株)代表取締役会長、アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長、東京エレクトロン(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

チャールズ・デイトマース・レイク二世氏は、アフラック生命保険(株)代表取締役会長等を歴任し、長年にわたり会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

チャールズ・デイトマース・レイク二世氏が代表取締役会長を務めるアフラック生命保険(株)と当社とは包括業務提携契約を締結しております。同社と当社グループとの間には、同業務提携契約に基づく募集代理店契約等に係る取引がありますが、同社から当社グループへ支払われる業務委託料等は、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満であり、僅少であります。

12 ひろの みちこ
 広 野 道 子
 (ふじ い みち こ
 藤 井 道 子)



候補者の有する当社の株式数
1,300株

社外取締役在任年数
2年

取締役会への出席状況
14/14回(100%)

1961年3月18日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1989年 2月	(株)ベンチャーリンク入社	2002年 6月	(株)洋菓子のヒロタ代表取締役
1993年 7月	(株)プラザクリエイイト入社	2010年 3月	(株)イルムスジャパン代表取締役社長（現任）
1997年 5月	(株)ポッカクリエイイト専務取締役	2011年11月	(株)洋菓子のヒロタ代表取締役会長兼社長（現任）
1998年 7月	(株)エムヴィシー上級副社長	2014年 6月	日本郵便(株)社外取締役
1998年 7月	タリーズコーヒージャパン(株)取締役副社長	2016年 6月	当社取締役（現任）
2000年 3月	211 A D Y (株)設立 代表取締役社長（現任）	2017年 6月	N E C ネットエスアイ(株)社外取締役（現任）

〔地位及び担当〕

社外取締役

重要な兼職の状況

21 LADY(株)代表取締役社長、(株)イルムスジャパン代表取締役社長、(株)洋菓子のヒロタ代表取締役
会長兼社長、NECネットエスアイ(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

広野道子氏は、２１ＬＡＤＹ(株)等において、代表取締役社長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

13 宗 像 紀 夫



候補者の有する当社の株式数
一株
社外取締役在任年数
2年
取締役会への出席状況
14/14回(100%)
監査委員会への出席状況
22/22回(100%)

1942年1月12日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1968年 4月	東京地方検察庁検事	2004年 2月	弁護士登録(現職)
1993年 7月	東京地方検察庁特別捜査部長	2004年 4月	中央大学法科大学院教授
2000年11月	最高検察庁刑事部長	2016年 6月	当社取締役(現任)
2001年 7月	高松高等検察庁検事長		
2003年 2月	名古屋高等検察庁検事長		

〔地位及び担当〕
社外取締役、監査委員

重要な兼職の状況

弁護士、内閣官房参与

社外取締役候補者とした理由

宗像紀夫氏は、名古屋高等検察庁検事長を務めるなど長年にわたり法曹の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

14 岡 本 毅



候補者の有する当社の株式数
一株

1947年9月23日生

新任

社外取締役候補者

独立役員

略歴

1970年 4月	東京ガス(株)入社	2010年 4月	同社代表取締役社長執行役員
2002年 6月	同社執行役員	2014年 4月	同社取締役会長
2004年 4月	同社常務執行役員	2016年 6月	(株)ゆうちょ銀行社外取締役(現任)
2004年 6月	同社取締役常務執行役員	2018年 4月	東京ガス(株)取締役相談役(現任)
2007年 4月	同社代表取締役副社長執行役員		

重要な兼職の状況

東京ガス(株)取締役相談役、(株)ゆうちょ銀行社外取締役

社外取締役候補者とした理由

岡本毅氏は、東京ガス(株)において、代表取締役社長、会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

15 肥 塚 見 春



候補者の有する当社の株式数
一株

1955年 9月 2日生

新任

社外取締役候補者

独立役員

略歴

1979年 4月	(株)高島屋入社	2013年 9月	同社代表取締役専務
2007年 5月	同社執行役員		(株)岡山高島屋取締役 (現任)
2009年 3月	同社上席執行役員	2016年 3月	(株)高島屋取締役
2010年 2月	(株)岡山高島屋代表取締役社長	2016年 5月	同社顧問 (現任)
2013年 5月	(株)高島屋取締役	2016年10月	Dear Mayuko(株)代表取締役社長
		2018年 3月	同社顧問 (現任)

重要な兼職の状況

(株)高島屋顧問、(株)岡山高島屋取締役、Dear Mayuko(株)顧問

社外取締役候補者とした理由

肥塚見春氏は、(株)高島屋等において、代表取締役専務等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 各取締役候補者の取締役会、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会への出席状況は、いずれも2017年度の出席状況であります。なお、年度途中の就任の場合は、就任後の出席状況を記載しております。
2. 各取締役候補者の在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。
3. 岡本毅氏が取締役相談役を務めております東京ガス(株)は、同氏が取締役会長として在任中の2017年7月に、2016年11月に実施されたイベントにおけるチラシに景品表示法で禁止されている「有利誤認」の表示があったとして、消費者庁から措置命令を受けました。
4. 岡本毅氏は、任期満了により、2018年6月19日付で(株)ゆうちょ銀行の社外取締役を、同月28日付で東京ガス(株)の取締役を退任する予定であります。また、同氏は、同月27日付で旭化成(株)の社外取締役に就任する予定であります。

【ご参考】「日本郵政株式会社独立役員指定基準」

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

- 過去に当社グループの業務執行者であった者
- 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等
- 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者等
- 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者）
- 当社の主要株主（法人（国を除く。）である場合には、当該法人の業務執行者等）
- 次に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等内の親族
 - 前記1から5までに掲げる者
 - 当社の子会社の業務執行者
- 当社グループの業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
- 当社グループから多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者）

(別記)

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

当社グループ	当社及び当社の子会社
業務執行者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業務執行者等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当社グループを主要な取引先とする者	過去3事業年度における当社グループからその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当社グループの主要な取引先である者	過去3事業年度におけるその者から当社グループへの支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多額の金銭	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭
主要株主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
多額の寄付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

- ① 過去3事業年度における当社グループから当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満
- ② 過去3事業年度における当該取引先から当社グループへの支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当社グループからの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

株主提案

第2号議案 定款一部変更の件（追加売出しの一時凍結）

1. 提案の要領

「株価が過去6か月間2,000円を一度でも下回った場合は財務省による追加売出しを行わない」という条項を、定款に規定する。

2. 提案理由

上場前に大々的に宣伝し、お祭りのな上場により一般投資家に高値で買わせておいて、直後に当グループ会社の収益を大きく毀損させるマイナス金利の実施とトール社の巨額損失計上で株価は大暴落。更に強引な追加売出しで株価低迷に拍車がかかっている。これは明らかに株主を欺く目的での上場で財務省・日銀・政府が手を組んだ悪質極まりない詐欺行為である。これがなければ、当時の日経平均から計算すると株価は二千元以上で安定していたはずだ。よって二千元未満での追加売出しをすべきではない。

（会社注）提案の要領・提案理由は、原文のまま記載しております。

取締役会の意見

本議案に反対いたします。

日本郵政株式会社法附則第3条において「政府は、その保有する会社の株式（略）については、できる限り早期に処分するものとする。」とされており、政府は、同条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第14条の規定に基づき、2015年11月、国民すべてが平等に購入できる株式上場の形を取って保有株式の売出しを行ったものです。また、その後、2017年9月には、政府は当社株式の第2次売出しを行いました。

このように、政府による当社株式の売出しは、法令において定められたものであり、株価が一定の価格を下回ったことをもって、売出しを行わないとすることは適切ではないと考えます。当社としては、政府保有株式の売出しに当たり、取締役会において当社株式の売出しに係る所要の手続きを実施したものであり、今後とも政府の当社株式の売出しの方針に協力していく所存です。

第3号議案 定款一部変更の件（TOB・MBOを実施し上場廃止する）

1. 提案の要領

「当社又は財務省が1株2000円以上でTOB・MBOを行い上場廃止する」という条項を、定款に規定する。

2. 提案理由

当社の上場はマイナス金利実施予定とトール社の巨額含み損を隠したまま、大々的に上場を宣伝し、お祭りのような上場により、一般投資家に高値で買わせた行為は到底許されるものではない。政府が行った組織的巨額詐欺事件と言っても過言ではない。責任を取って当社および財務省が誰も損しない1株2000円以上でTOB・MBOを行い、一旦上場廃止すべきである。

（会社注）提案の要領・提案理由は、原文のまま記載しております。

取締役会の意見

本議案に反対いたします。

反対の理由は第2号議案と同様です。

第4号議案 定款一部変更の件（契約運賃の開示）

1. 提案の要領

「不正行為が疑われる契約運賃発送者の運賃を受取人開示する」という条項を、定款に規定する。

2. 提案理由

通販業者・ヤフオク等の業者出品者における、お客に請求する送料が“料金後納”などにより金額記載されていないことを悪用して正規料金より多く請求されたり、割引制度を利用しているにも関わらず正規料金を請求している行為が横行している。安い運賃で引き受けている為、配達担当は劣悪な環境が問題視され、受取る側は高い送料を払わされるピンハネ行為を是正し、運賃を開示すべきである。その分を社員の待遇改善に活用して頂きたい。

（会社注）提案の要領・提案理由は、原文のまま記載しております。

取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、法令及び定款に規定されているとおり、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うこと等を目的としており、ご提案にあるような契約先から運賃を受け取って配送を行う事業（貨物自動車運送事業等）は実施していないため、ご提案いただいた内容を当社の定款に記載することは適当でないと考えます。

なお、当社の子会社である日本郵便株式会社において、ゆうパックやゆうメールの業務を実施しておりますが、同社の経営管理及び業務の支援を行うことを目的とする当社の定款に、同社の業務の具体的な実施方法に係る事項を記載することは適当でないと考えます。

また、仮に日本郵便株式会社の定款であっても、定款は会社の基本方針を定めるものであって、個別の業務執行にかかる規定を設けることは適当ではないと考えます。

以 上

1. 当社の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

■ 企業集団の主要な事業内容

日本郵政グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」といいます。）、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」といいます。）及び株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命保険」といいます。）が主な事業主体となって、郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業等の業務を営んでおります。

■ 金融経済環境

当年度の国内経済は、個人消費の持ち直しが続くなか、輸出・生産が増加したことや雇用情勢の着実な改善などを背景に、緩やかな回復が続きました。

世界経済は、総じてみれば緩やかな成長が続きました。

金融資本市場では、国内の10年国債利回りは、北朝鮮情勢の警戒から、一時マイナス圏となったものの、量的・質的金融緩和政策のもと概ね0.0～0.1%で推移しました。日経平均株価は、北朝鮮情勢の緊迫化等があったものの、概ね20,000円前後で推移していましたが、2017年10月以降、好調な企業業績等を受け上昇し、2018年1月に約26年ぶりとなる24,000円台を回復しました。その後、世界的な株安や円高が進む中、下落に転じ、21,000円台を割る場面も見られました。

物流業界におきましては、eコマース市場の拡大に伴い、宅配便市場が拡大する一方、受取人の不在などによる再配達増加により、労働力不足への対応が必要となっているほか、サービス品質に対するお客さまニーズの高まりに対応し、各社がサービスの向上に努めるなど厳しい競争下にあります。郵便事業におきましては、インターネットの普及等により、引き続き郵便物の減少傾向が続いております。なお、労働市場の逼迫等を背景に、人件費単価の上昇等も進んでおります。

銀行業界におきましては、当年度は、全国の銀行における預金が対前期比増加となり、貸出金も7年連続で増加しました。金融システムは全体として安定性を維持しており、金融緩和の環境下で金融機関の資金調達に大きな問題は生じておりません。

生命保険業界におきましては、少子高齢化や単身世帯化の進展、ライフスタイルの変化等を背景としたお客さまニーズの多様化や選別志向の高まりなどが見られる中、それらに対応する販売チャネルの強化や商品の開発等を行うことで、お客さまの自助努力を支援するという当業界の役割は、ますます大きくなってきていると考えています。

■ 企業集団の事業の経過及び成果

当年度、当社グループは、「日本郵政グループ中期経営計画 ～新郵政ネットワーク創造プラン2017～」(以下「グループ中計」といいます。)の総仕上げの年であり、トータル生活サポート企業を目指して、次なる持続的成長・発展への道筋を描く年と位置づけ、上場企業グループとしての適切なコーポレートガバナンスを土台として、グループ中計の達成、お客さまサービスの拡大・高度化、社員の力が最大限に発揮される職場作りを中心に取り組んでまいりました。

当社におきましては、持株会社として、当社グループの企業価値向上を目指し、グループ各社の収益拡大や経営効率化等が着実に推進するとともに、郵便、貯金及び保険のユニバーサルサービスの確保並びに郵便局ネットワークの維持・活用による安定的なサービスの提供等という目的が達成できるようグループ運営に取り組んでまいりました。また、グループ各社のコンプライアンス・プログラムの策定・推進の状況及び各社の内部監査態勢・監査状況を的確に把握し、必要となる支援・指導を行う等、業務の適正を確保するため、グループとして内部統制、コーポレートガバナンスの強化の推進に努めました。加えて、集約により効率性が高まる間接業務をグループ各社から受託して実施するほか、病院及び宿泊事業の経営改善を進めました。また、お客さま本位の業務運営のさらなる推進に向け「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を公表いたしました。

さらに、グループ各社が提供するサービスの公益性及び公共性の確保やお客さま満足度の向上に取り組むとともに、当社グループの社会的責任を踏まえたC S R活動や災害復興支援にも、当社グループが一丸となって取り組んでまいりました。

以上の結果、当年度、当社グループにおきましては、連結経常収益は12兆9,203億円（前期比3.04%減）、連結経常利益は9,161億円（前期比15.20%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,606億円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失289億円）となりました。

【ご参考】 当期実績

連結経常収益	12兆9,203億円（前期比 3.04%減）
連結経常利益	9,161億円（前期比15.20%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	4,606億円 （前期は親会社株主に帰属する当期純損失289億円）

郵便・物流事業

日本郵便の郵便・物流事業におきましては、収益力の強化に向けた取組みとして、年賀状をはじめとしたスマートフォン等を使ったSNS連携サービスや手紙の楽しさを伝える活動等により、郵便の利用の維持・拡大を図るとともに、受取利便性の高いサービスの推進、中小口のお客さまに対する営業の強化、お客さまの幅広いニーズに一元的に対応できる営業体制の構築に取り組みしました。

また、郵便物の減少が続く中、機械化等による生産性向上や各種コスト削減に取り組んでいるものの、近年の人件費単価の上昇等により郵便事業の収支が悪化している状況を踏まえ、今後も安定的なサービスの提供を維持するため、2017年6月に郵便料金等の一部を改定しました。

ゆうパックについて、2018年3月より、初回配達前に受取日時や場所の指定ができるサービスを開始するとともに、基本運賃の改定等を行いました。また、eコマース市場の拡大により荷物需要が増加する中、業務運行を確保しつつ、ゆうパック等の拡大に対応しました。

さらに、デジタルメッセージサービス（「MyPost（マイポスト）」）については、利用定着を図るとともに、2017年7月より、政府の進めるマイナポータルと連携したほか、ワンストップサービスにも取り組みました。

生産性の向上・ネットワーク価値向上に向けた取組みとしては、ネットワークの最適化・高度化を目指し、集配局の内務作業の集中・機械化処理を行うため、新たに地域区分郵便局を9局開局する等、郵便・物流ネットワーク再編を推進しました。また、郵便局の業務効率の向上を目指し、引き続き、集配業務の生産性の向上、輸送効率の向上に取り組んだほか、業務運行に必要な労働力を確保できるよう、地域ごとの状況を踏まえた効果的な募集活動及び定着に向けた取り組みを行いました。

以上の結果、当年度、当社連結の郵便・物流事業の経常収益は2兆255億円（前期比4.78%増）、経常利益は437億円（前期比205.31%増）、日本郵便連結の郵便・物流事業の営業収益は2兆225億円（前期比4.79%増）、営業利益は419億円（前期比247.65%増）となりました。

また、当年度の総取扱物数は、郵便物が172億2,211万通（前期比2.86%減）、ゆうパックが8億7,588万個（前期比25.61%増※）、ゆうメールが36億3,743万個（前期比3.98%増※）となりました。

※ ゆうパケットについては、2016年10月に基本運賃を設定したことに伴い、2016年10月以降はゆうパックの引受個数に含めて計上しており、それに伴い、前期事業報告の際はゆうメールに含めていた前年度上半期のゆうパケットの取扱数については、ゆうパックに含めて計上しております。

金融窓口事業

日本郵便の金融窓口事業におきましては、収益力の強化に向けた取組みとして、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険と連携した研修を通じた社員の営業力強化や、投資信託の販売を通じ、金融預かり資産重視の営業スタイルのさらなる浸透や新契約拡大、新規利用顧客の拡大を図りました。また、がん保険等の提携金融サービスについても、研修等を通じ、社員の営業力強化に取り組みました。加えて、物販事業については、商品の拡充・開発を行うとともに、お客さまのニーズに対応するため、販売チャネルの多様化を推進しました。あわせて、不動産事業については、J Pタワー等による事務所、商業施設、住宅や保育施設などの賃貸事業等を推進しました。

また、ネットワーク価値向上に向けた取組みとして、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化に引き続き取り組みました。郵便局の現金取扱いに関して、機器の増配備により資金管理体制の充実を図るとともに、郵便局への訪問支援や関連ツールの充実等による業務品質の向上に取り組みました。

そのほか、地域住民の利便性の向上に資することを目的とした「郵便局のみまもりサービス」について、2017年10月より、全国でのサービス提供を開始しました。

以上の結果、当年度、当社連結の金融窓口事業の経常収益は1兆3,606億円（前期比1.96%減）、経常利益は409億円（前期比36.13%減）、日本郵便連結の金融窓口事業の営業収益は1兆3,587億円（前期比1.99%減）、営業利益は397億円（前期比37.20%減）となりました。

日本郵便におきましては、「コンプライアンスは経営上の最重要課題」との基本的考え方にに基づき、部内犯罪・重大事故の防止、顧客情報保護、その他不適正事案の抑止及び社会的な要請への対応に委託元会社とも連携して取り組みました。その取組みの一環として、料金不適正収納事案についても、適正収納対策本部の設置など、その根絶に取り組みました。

国際物流事業

日本郵便の国際物流事業におきましては、引き続き、日本郵便の子会社であるToll Holdings Limited（以下「トール社」といいます。）をグローバル展開のための中核と位置づけ、グループの企業価値向上に資するよう、部門の統合・簡素化といった組織体制の見直しや、それに伴う人員削減といった経営改善策を進めたほか、ヘルスケア等の高成長分野における物流ニーズを獲得するといった成長戦略を進める等、業績向上に取り組みました。

以上の結果、当年度、当社連結の国際物流事業の経常収益は7,048億円（前期比9.28%増）、経常利益は65億円（前期経常損失4億円）、日本郵便連結の国際物流事業の営業収益は7,043億円（前期比9.29%増）、営業利益（EBIT）は102億円（前期比81.72%増）となりました。

以上の結果、当年度、日本郵便におきましては、連結営業収益は3兆8,819億円（前期比3.27%増）、連結営業利益は865億円（前期比62.01%増）となりました。

銀行業

ゆうちょ銀行におきましては、「お客さま基盤の確保と手数料ビジネスの強化」、「運用の高度化・多様化」、「経営基盤の強化」に取り組みました。

「お客さま基盤の確保と手数料ビジネスの強化」については、お客さまの資産形成のサポートとして、お客さま本位の業務運営の実践により、お客さまのライフスタイルやニーズに応じたコンサルティング営業、郵便局ネットワークを活用した資産運用商品販売を展開しました。また、ＡＴＭネットワーク・スマートフォン向けサービスの拡充の取組みとして、引き続き、16言語対応の小型ＡＴＭを全国のファミリーマート店舗等へ設置したほか、「ゆうちょ銀行ＡＴＭ検索アプリ」や「ゆうちょダイレクト残高照会アプリ」といったスマートフォン向けアプリの提供を開始しました。加えて、2017年7月からビリングシステム株式会社が提供するスマートフォン決済アプリ「PayB（ペイビー）」において、ゆうちょ銀行口座からのお支払いが可能となったほか、即時振替サービスを活用した証券会社等との連携拡大等、決済機能の拡充に努めました。

「運用の高度化・多様化」については、国内の低金利環境が継続する中、海外の投資適格債を中心とした外国証券投資を拡大しました。また、成長が見込まれる未上場企業等へ投資するプライベートエクイティファンド、不動産ファンド、ヘッジファンドなどのオルタナティブ投資の着実な積上げを進めました。加えて、プライベートエクイティ投資によるさらなる収益拡大を図るためかんば生命保険と協力し、2018年2月にＪＰインベストメント株式会社を設立いたしました。そのほか、お客さまの大切な資金を地域に循環させていくために、引き続き、地域金融機関との連携を通じて、事業承継や起業・創業の支援等を目的として、複数の地域活性化ファンドに参加いたしました。また、運用の高度化・多様化にあわせて、外貨資金の安定的な確保に努めるとともに、外部からの専門的人材の登用・内部人材の育成により、運用態勢の強化に取り組みました。さらに、オルタナティブ投資をはじめとする投資対象の拡大に対応し、モニタリングの高度化等により、リスク管理態勢の強化に取り組みました。

「経営基盤の強化」については、「コンプライアンスなくして会社は存続し得ない」との強い信念のもと、各種研修等を通じたコンプライアンス意識のさらなる浸透や、資産運用商品販売におけるお客さま保護など、企業価値向上に向けた内部管理態勢の強化に取り組んだほか、2017年6月に、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を公表し、その定着・推進に努めました。

2017年6月19日、「お客さま本位の良質な金融サービスの提供」、「地域への資金の循環等」、「資金運用の高度化・多様化」の3点を基軸に、さらなる企業価値の向上の観点から、口座貸越サービス、地域金融機関との連携に係る業務等、市場運用関係業務に関し、認可を取得いたしました。

以上の結果、当年度、当社連結の銀行業の経常収益は2兆449億円（前期比7.78%増）、経常利益は4,996億円（前期比13.01%増）となりました。

生命保険業

かんば生命保険におきましては、簡易生命保険の「簡易な手続きで、国民の基礎的生活手段を保障する。」という社会的使命を受け継ぎつつ、「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を守り続けたい。」との経営理念を掲げ、簡易で小口な商品とかんばつながらる安心活動等を通じてあたたかいお客さまサービスの提供に取り組みました。当年度においては、以下の施策を中心に取り組みました。

お客さまニーズに対応した商品開発については、2017年10月に、医療技術の進歩、低金利環境の継続、長寿化の進展といった環境の変化やお客さまニーズにお応えするため、入院時の初期費用や外来手術も保障対象とした医療特約、保険料払込期間中の解約等の解約返戻金を低く設定することにより保障内容はそのまま保険料の負担を抑えた終身保険及び長生きするほど年金受取総額が大きくなる年金保険の販売を開始いたしました。

販売チャネルの営業力強化については、かんばつながらる安心活動やライフプラン相談会、キャンペーン等の各種施策の活用を通じて、より多くのお客さまとお会いする機会を増やす販売活動に取り組みました。また、お客さまのライフプランやニーズを的確に把握し、お客さまにご満足いただける商品をご提案できるよう各種研修や保障性商品の販売スキルの向上に取り組んだ結果、保障性商品を確実に販売することができました。

ご高齢のお客さまへのサービスの充実については、お客さまとのすべての接点をご高齢のお客さま目線で業務改革し、安心感、信頼感のあるご高齢のお客さまに優しいサービスをご提供する「かんばプラチナライフサービス」を推進しました。加えて、2017年4月に公表した「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」に基づき、保険金等の請求手続きを簡素化するなど、お客さま目線で改善し、分かりやすさと品質の向上に取り組みました。

引受から支払まで簡易・迅速・正確に行う態勢整備については、IBM Watsonの導入により保険金支払審査業務の品質向上、お支払いの早期化に取り組んだことに加え、2017年4月にコールセンター業務に導入し、お客さまサービスの向上と当社の成長に繋がる事務・システム基盤の構築に取り組みました。

運用収益力の向上については、継続的な低金利環境を受け、安定的な利ざやを確保するために、ALM※を基本としつつ、リスクバッファの範囲で外国債券・株式等を中心に収益追求資産への投資を拡大いたしました。ヘッジファンドや不動産等のオルタナティブ投資も本格的に開始し、資産運用の多様化を着実に推進しております。加えて、プライベートエクイティ投資によるさらなる収益拡大を図るためゆうちょ銀行と協力し、2018年2月にJPインベストメント株式会社を設立いたしました。

内部管理態勢の強化については、コンプライアンスを推進するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、各種施策や研修等を通じて社員のコンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。また、募集品質向上の総合的な対策として、満70歳以上のお客さまを契約者とするお申し込みについて、ご家族にご同席いただくなどした上で、「ご契約内容確認書」等を使用して、商品内容等に関し丁寧に説明しております。特に、満80歳以上のお客さまは、ご家族に保険契約のお申し込みにご同意していただくことを必要としております。

加えて、統合的リスク管理態勢の高度化を進めており、財務の健全性の維持と資本効率の向上を図りつつ、安定的な利益の確保、持続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

※ ALMとは、Asset Liability Managementの略語で、資産負債の総合管理のことです。

以上の結果、当年度、当社連結の生命保険業の経常収益は7兆9,529億円（前期比8.15%減）、経常利益は3,092億円（前期比10.52%増）となりました。

■ 対処すべき課題

当社グループは、2018年5月に、2018年度から2020年度を計画期間とする「日本郵政グループ中期経営計画2020」を発表いたしました。

新たな中期経営計画においては、①お客さまの生活をトータルにサポートする事業の展開、②安定的なグループ利益の確保、③社員の力を最大限に発揮するための環境の整備、④将来にわたる成長に向けた新たな事業展開の4点を中期的なグループ基本方針としています。

2018年度からの3年間を、厳しい経営環境の中での安定的利益の確保と、持続的成長に向けたスタートを図る期間と位置づけ、郵便局ネットワークを中心にグループ一体となって、チームJPとして、ユニバーサルサービスを確保しつつ、トータル生活サポート企業グループを引き続き目指してまいります。

中期経営計画の初年度となる2018年度におきましても、郵便、貯金及び保険のユニバーサルサービスの確保並びに郵便局ネットワークの一層の活用・維持による安定的なサービスの提供等という目的が達成できるよう、グループ各社の経営の基本方針の策定及び実施の確保に努めてまいります。

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式について、その全部を処分することを目指し、2社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとするという郵政民営化法の趣旨に沿って、所要の準備を行ってまいります。

また、必要に応じて、政府による当社の株式の処分を可能とするための所要の準備を行います。

そして、当社グループの企業価値向上を目指し、上記方針を踏まえたグループ各社の収益力強化策やさらなる経営効率化等が着実に進展するよう、グループ運営を行ってまいります。

あわせて、当社グループが抱える経営課題については、持株会社として、グループ各社と連携を深めながら必要な支援を行い、その解消に努めてまいります。

まず、業務の適正を確保するため、コーポレートガバナンスのさらなる強化に向け、引き続き、グループ全体の内部統制の強化を推進し、コンプライアンス水準の向上を重点課題として、グループ各社に必要な支援・指導を行います。

特に、不祥事再発防止等については、最重要課題の一つとして取組みを一層推進・管理していきます。

また、適正な事業運営に向けて、お客さま本位の業務運営の実践に努めていきます。

さらに、引き続き、グループ各社が提供するサービスの公益性及び公共性の確保や、お客さま満足度の向上に取り組むとともに、当社グループの社会的責任を踏まえたCSR活動や災害復興支援に、グループ各社とともに取り組んでまいります。

このほか、人的依存度の高いサービスを提供する当社グループにとって、人材は最も重要な経営資源との認識に立ち、働き方改革やダイバーシティ・マネジメントの推進に取り組めます。

各事業セグメント別の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

郵便・物流事業

日本郵便の郵便・物流事業におきましては、次の収益力の強化及び生産性の向上・ネットワーク価値向上に向けた取り組みを行います。

① 収益力の強化に向けた取組み

郵便・物流事業につきましては、年賀状をはじめとしたスマートフォン等を使ったSNS連携サービスや手紙の楽しさを伝える活動の展開等により、郵便の利用の維持・拡大を図るとともに、中小口のお客さまに対する営業の強化、お客さまの幅広いニーズに一元的に対応できる営業体制の構築に取り組みます。

2019年用年賀葉書の料金については、お客さまからのご意見や2018年用年賀葉書の販売状況等を勘案し、通常葉書の料金と同じ62円に統一します。

また、eコマース市場が拡大し、個人のお客さまが宅配便を利用する機会が増えている中で、共働き世帯や単身世帯の増加などライフスタイルや社会の変化に対応するため、「身近で差し出し、身近で受け取り」をコンセプトに、Web決済型ゆうパックの導入や、指定場所配送サービス等、ゆうパックのサービス改善を実施します。

② 生産性の向上・ネットワーク価値向上に向けた取組み

郵便局の業務効率の向上を目指し、集配局の内務作業の集中・機械化や、集配業務の生産性の向上、輸送効率の向上に取り組むほか、業務運行に必要な労働力を確保できるよう、地域ごとの状況を踏まえた効果的な募集活動及び定着に向けた取組みを行います。

また、荷物の増加に対応した施設・輸送・集配の態勢の整備に取り組みます。

金融窓口事業

日本郵便の金融窓口事業におきましては、次の収益力の強化及び生産性の向上・ネットワーク価値向上に向けた取組みを行います。

① 収益力の強化に向けた取組み

銀行窓口業務及び保険窓口業務をはじめとする金融サービスにつきましては、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険と連携した研修を通じた社員の営業力強化や、投資信託の販売を通じ、金融預かり資産重視の営業スタイルのさらなる浸透や新契約拡大、新規利用顧客の拡大を図ります。

また、がん保険等の提携金融サービスにつきましても、研修等を通じ、社員の営業力強化に取り組みます。

加えて、物販事業につきましては、他社との提携等により、商品の拡充・開発を行うとともに、販売チャネルの多様化を推進します。

あわせて、不動産事業につきましては、J Pタワー等による事務所、商業施設、住宅や保育施設などの賃貸事業等を推進します。

また、地域住民の利便性の向上に資することを目的とした「郵便局のみまもりサービス」を提供します。

② 生産性の向上・ネットワーク価値向上に向けた取組み

郵便局ネットワークに関しては、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化に引き続き取り組みます。また、郵便局の現金取扱いに関して、機器の増配備により資金管理体制の充実を図るとともに、郵便局への訪問支援や関連ツールの充実等による業務品質の向上に取り組みます。

国際物流事業

日本郵便の国際物流事業におきましては、トール社における経営改善策の確実な実施に努めているところですが、引き続き、成長分野への進出といった成長戦略のほか、日本郵便とトール社の連携強化により、アジア・太平洋地域の日系企業をはじめとした新規ビジネスの獲得等に取り組み、事業の拡大を図ります。

銀行業

ゆうちょ銀行は、低金利環境の継続等、厳しい経営環境が見込まれる中、安定的な収益を確保しつつ、新サービスの展開に向けた基盤を構築するため、以下の諸施策に注力します。

① お客さま本位の良質な金融サービスの提供

お客さま本位の業務運営のもと、資産形成のお役に立てるよう、お客さまのニーズや投資経験に応じた商品提案を通じ、投資信託等の資産運用商品を提供します。

資産運用コンサルタントの増員・育成やタブレット等の販売活動ツールを充実させるほか、「投資信託取扱局」の拡大により、コンサルティング営業を推進します。

また、お客さまのニーズに応じた商品ラインアップや「つみたてNISA」対象商品のご案内等により、多様な資産形成ニーズに応えます。

さらに、即時振替サービス等の既存のサービスの利用拡大に取り組むとともに、口座貸越サービス・スマートフォン決済等の新たな送金決済サービスの導入に向けて準備を進めます。

利便性が高い場所への小型ATMの設置拡大やATMの効果的配置を継続します。

加えて、電子マネーの現金チャージを可能とするなどATMの機能向上に努めます。

② 運用の高度化・多様化

国内の低金利の長期化により、運用を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるものの、資本の有効活用による国際分散投資の推進、リスク性資産への投資拡大、デリバティブ取引等の活用による収益性向上を通じて、安定的な収益の確保を目指します。

リスク性資産への投資では、外国証券投資とオルタナティブ投資を引き続き推進します。

オルタナティブ投資のうち、プライベートエクイティファンドへの投資では、JPインベストメント株式会社を通じた投資機会も活用し、国内産業ヘリスクマネーを供給することで、産業育成に貢献していきます。

運用の高度化・多様化を推進していく中で、国際金融規制の段階的な厳格化も加わり、自己資本比率の低下が見込まれますが、財務健全性の観点から必要十分な自己資本比率を確保し、安定的な収益と財務健全性を両立します。

また、ALM（資産・負債の総合管理）・運用業務においてリスクアパタイト・フレームワーク※を導入し、管理態勢を高度化します。

※ リスクアパタイト・フレームワークとは収益確保と財務健全性の両立のために必要となるリスクの種類・水準を明確化し、「執行（経営陣）」の説明責任と「監督（取締役会）」機能の実効性を高めることで、リスクガバナンスを強化する枠組みのことです。

③ 地域への資金の循環

引き続き、地域金融機関との連携・協働により、地域経済の発展・成長に貢献します。

地域活性化ファンドへの出資を推し進めるとともに、ＡＴＭネットワークの活用や事務の共同化等を通じて、地域金融機関との協業関係を深めます。

さらなる貢献に向けて、案件選定・投資判断などを行うファンド運営（ＧＰ：General Partner）への参入を目指します。

④ 経営管理態勢の強化

コーポレートガバナンスの強化に向けて、リスクガバナンスの中核となるリスクアペタイト・フレームワークを段階的に導入し、経営管理態勢の高度化を図ります。

コンプライアンス意識のさらなる浸透や資産運用商品販売におけるお客さま保護に引き続き努めるとともに、マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止の対応を強化して、社会的責任を果たします。

また、投資信託の販売拡大、運用の高度化・多様化等の強化分野・成長分野を中心とした人材育成に注力します。

さらに、Fintech・デジタル化を活用した業務効率化・生産性向上により、コストマネジメントを徹底します。

経営資源をトランザクション業務（窓口等における定型業務）からコンサルティング業務に再配分し、人的資源の有効活用等を進めることで、お客さまサービスの充実に努めます。

加えて、お客さまの利便性の向上のため、ゆうちょ銀行システムとゆうちょ銀行外のシステムとの連携強化に必要なシステム基盤（外部連携基盤：ＡＰＩ）の整備・拡大等を進めます。

生命保険業

かんば生命保険は、「お客さま本位の業務運営の徹底」、「持続的な成長の実現」、「事業経営における健全性の確保」を柱に、お客さま本位の募集活動を徹底しつつ、超低金利環境における販売・資産運用両面での収益向上と保有契約年換算保険料の反転・成長を目指します。

具体的には、以下の主要施策に取り組むこととしております。

① 保障重視の販売の強化、募集品質の向上、新たな顧客層の開拓、新商品開発、営業基盤の整備

お客さま本位の募集活動の徹底により、お客さまのご意向に適切にお応えし、真にお客さまにご満足いただける商品・サービスを提供してまいります。

募集人に対する研修等を通じて、お客さまの保障ニーズに対応した販売スキルの向上に取り組みます。あわせて、未加入者・青壮年層の開拓等を通じて、新契約を確保してまいります。

同時に、募集資料の分かりやすさの徹底、契約維持の評価の導入等による募集品質向上の総合的な対策に取り組めます。

加えて、第三分野など新商品開発による保障性商品の多様化、新営業用携帯端末の導入などの営業基盤の整備を通じて、引き続きお客さまニーズに沿った商品・サービスの提供に努めてまいります。

これらの取組みにより、保有契約年換算保険料の反転・成長を目指してまいります。

② ICT活用によるサービス向上・事務の効率化

ICT※1の活用により、お客さまにご満足いただける、質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

募集人が携行している営業用携帯端末による自動告知システムの導入や、web等を通じた各種請求の受付など、さらなるお客さまサービスの向上を目指してまいります。

加えて、サービスセンターにおける紙ベースの帳票の電子化、RPA※2の段階的導入等による入力作業の省力化等を進めることにより、事務量の削減に取り組んでまいります。

※1 ICTとは、Information and Communication Technologyの略語で、情報・通信に関する技術の総称です。

※2 RPAとは、Robotic Process Automationの略語で、ロボットによる業務の自動化のことです。

③ 資産運用の多様化・リスク管理の高度化

ERM※の推進により、財務の健全性を確保しつつ、適切なリスク管理の下で収益を向上させることで、ステークホルダーの皆さまの信頼と期待に応えてまいります。

ALMを基本としつつ、リスクバッファの範囲で収益追求資産のウェイトを向上させるとともに、外債運用・オルタナティブ運用の多様化や株式自家運用の拡大等を通じ、資産運用の多様化を推進してまいります。

加えて、リスク管理の高度化に取り組み、ERMのフレームワークの下で、リスク対比リターンの向上を目指してまいります。

※ ERMとは、Enterprise Risk Managementの略語で、統合的リスク管理のことです。

当社グループは、これらの取組みにおいて、着実な成果をお示しすることにより、株主の皆さまのご期待にお応えしてまいりたいと考えております。

株主の皆さまには、何卒今後ともなお一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

■ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

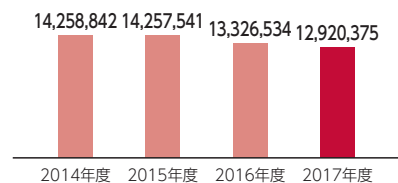
(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 (当期)
経常収益	14,258,842	14,257,541	13,326,534	12,920,375
経常利益	1,115,823	966,240	795,237	916,144
親会社株主に帰属する当期純利益	482,682	425,972	△28,976	460,623
包括利益	2,212,035	△177,994	8,867	118,564
純資産額	15,301,561	15,176,088	14,954,581	14,743,234
総資産	295,849,794	291,947,080	293,162,545	290,640,154

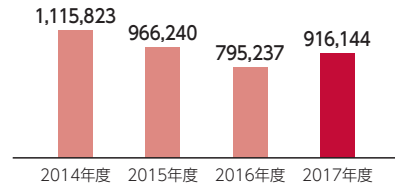
(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【ご参考】 連結決算の概要

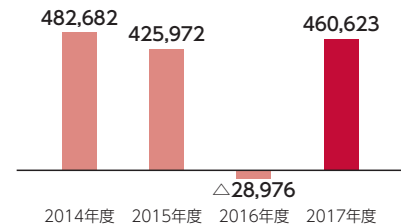
経常収益 (単位：百万円)



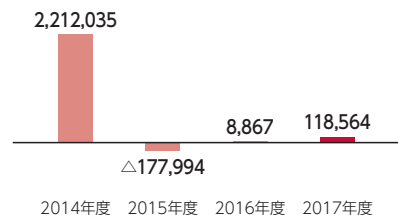
経常利益 (単位：百万円)



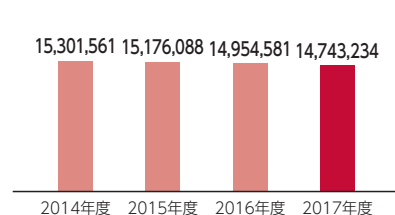
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



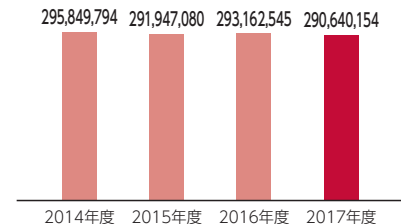
包括利益 (単位：百万円)



純資産額 (単位：百万円)



総資産 (単位：百万円)



■ 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 (当期)
営業収益	251,919	309,975	303,808	280,850
受取配当額（配当金）	119,517	209,245	208,657	198,891
日本郵便株式会社	8,721	—	11,811	—
株式会社ゆうちょ銀行	93,987	184,717	166,851	166,851
株式会社かんぽ生命保険	16,808	24,527	29,904	32,040
その他の子会社等	—	—	90	—
うち子会社	—	—	90	—
当期純利益（又は当期純損失）	131,181	94,311	207,015	196,232
1株当たり当期純利益 （又は1株当たり当期純損失）	29円15銭	21円53銭	50円29銭	48円13銭
総資産	9,107,178	8,418,459	8,261,109	8,127,442
日本郵便株式会社株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
株式会社ゆうちょ銀行株式	6,494,540	5,780,141	5,780,141	5,780,141
株式会社かんぽ生命保険株式	1,000,044	890,039	890,039	890,039
その他の子会社等株式等	7,714	7,714	7,714	10,714
うち子会社株式等	7,714	7,714	7,714	10,714

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 株式会社ゆうちょ銀行は銀行業を営んでおり、株式会社かんぽ生命保険は生命保険業を営んでおります。
 3. 当社は、2015年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。2014年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

3 企業集団の主要な事務所の状況

■ 当社

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
日本郵政株式会社	本社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	2007年10月1日

■ 郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
日本郵便株式会社	本社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	2007年10月1日

(注) 日本郵便株式会社は、年度末現在、上記のほか、支社13箇所、郵便局24,033箇所（うち、簡易郵便局3,947箇所）を設置しております。

なお、このほか東日本大震災による一時閉鎖の郵便局が50箇所（うち、簡易郵便局13箇所）あります。

■ 銀行業

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
株式会社ゆうちょ銀行	本社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	2007年10月1日

(注) 株式会社ゆうちょ銀行は、年度末現在、上記のほか、エリア本部13箇所、営業所234箇所を設置しております。

■ 生命保険業

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
株式会社かんぽ生命保険	本社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	2007年10月1日

(注) 株式会社かんぽ生命保険は、年度末現在、上記のほか、エリア本部13箇所、支店82箇所を設置しております。

4 企業集団の使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減（△）
郵便・物流事業	96,880名	97,210名	330名
金融窓口事業	101,614名	100,019名	△1,595名
国際物流事業	25,592名	24,213名	△1,379名
銀行業	12,965名	13,022名	57名
生命保険業	7,965名	8,112名	147名
その他	3,368名	3,287名	△81名
うち当社	2,761名	2,422名	△339名
合 計	248,384名	245,863名	△2,521名

（注）使用人数は、就業者数を記載しており、臨時従業員（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員等）を含む。）を含んでおりません。

5 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

6 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

7 企業集団の設備投資の状況

■ 設備投資の総額

(単位：百万円)

区 分	設備投資の総額
郵便・物流事業	84,615
金融窓口事業	24,618
国際物流事業	50,902
銀行業	58,835
生命保険業	34,637
その他	21,622
計	275,231

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

区 分	内 容	金 額
郵便・物流事業	郵便局施設・設備の改修	38,832
	郵便・物流ネットワーク再編	33,077
金融窓口事業	郵便局施設・設備の改修	15,785
銀行業	ゆうちょ総合情報システム	26,610
	紙幣硬貨入出金機	10,586

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 重要な設備の処分、除却

区 分	内 容
生命保険業	株式会社かんば生命保険が保有しておりました保険事業及び保険関連事業に係る旧東京サービスセンター（土地及び建物）を譲渡いたしました。

8 重要な親会社及び子会社等の状況

■ 親会社の状況

該当事項はありません。

■ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
日本郵便株式会社	東京都 千代田区	郵便・物流事業、金融窓口 事業（銀行代理業及び生命 保険募集業を含む。）、国際 物流事業	2007年 10月1日	400,000 百万円	100.00%	—
株式会社ゆうちょ銀行	東京都 千代田区	銀行業	2006年 9月1日	3,500,000 百万円	89.00%	—
株式会社かんば生命保険	東京都 千代田区	生命保険業	2006年 9月1日	500,000 百万円	89.00%	—

9 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

1 会社役員の状況

(年度末現在)			
氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
長 門 正 貢	取締役兼代表執行役社長 指名委員 報酬委員	日本郵便株式会社取締役 株式会社ゆうちょ銀行取締役 株式会社かんぽ生命保険取締役	
鈴 木 康 雄	取締役兼代表執行役上級 副社長 内部統制総括担当	日本郵便株式会社取締役	
池 田 憲 人	取締役	株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長 株式会社ファンケル取締役（社外役員）	
横 山 邦 男	取締役	日本郵便株式会社代表取締役社長兼執行役員社長	
植 平 光 彦	取締役	株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役社長	2017年6月22日 付で当社取締役に 就任
向 井 理 希	取締役 監査委員		2017年6月22日 付で当社取締役に 就任
野 間 光輪子	取締役（社外役員） 監査委員	日本ぐらし株式会社代表取締役 株式会社望月代表取締役	
三 村 明 夫	取締役（社外役員） 指名委員長	新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 株式会社日本政策投資銀行取締役（社外役員） 株式会社産業革新機構取締役（社外役員） 東京海上ホールディングス株式会社取締役（社外役員） 株式会社日清製粉グループ本社取締役（社外役員）	
八 木 柁	取締役（社外役員） 監査委員長 報酬委員	株式会社共同通信社顧問	
清 野 智	取締役（社外役員） 報酬委員長	東日本旅客鉄道株式会社取締役会長 東北電力株式会社取締役（社外役員）	
石 原 邦 夫	取締役（社外役員） 指名委員	東京海上日動火災保険株式会社相談役 東京急行電鉄株式会社監査役（社外役員） 株式会社ニコン取締役（社外役員）	

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
犬 伏 泰 夫	取締役（社外役員）	株式会社神戸製鋼所名誉顧問 阪神国際港湾株式会社代表取締役会長	
チャールズ・デイト マース・レイク二世	取締役（社外役員）	アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス日本における代表 者・会長 アフラック・インターナショナル・インコーポ レーテッド取締役社長 東京エレクトロン株式会社取締役（社外役員）	
広 野 道 子	取締役（社外役員）	21LADY株式会社代表取締役社長 株式会社イルムスジャパン代表取締役社長 株式会社洋菓子のヒロタ代表取締役会長兼社長 NECネットエスアイ株式会社取締役（社外役員）	
宗 像 紀 夫	取締役（社外役員） 監査委員	弁護士 内閣官房参与	
小 松 敏 秀	代表執行役副社長 システム部門担当		
岩 崎 芳 史	代表執行役副社長 不動産部門担当		
市 倉 昇	専務執行役 経理・財務部門担当		
衣 川 和 秀	専務執行役 総務・人事部門担当		
池 田 篤 彦	専務執行役 監査部門担当		2017年 6 月22日 付で当社専務執行 役に就任
稲 澤 徹	専務執行役 コンプライアンス部門担当、 経営企画部門担当（リスク 管理統括、お客さま満足推 進、関連事業）、総務・人事 部門担当（危機管理）		2017年 6 月22日 付で当社専務執行 役に就任
千 田 哲 也	専務執行役 特命		2017年11月 1 日 付で当社専務執行 役に就任
福 本 謙 二	常務執行役 事業部門担当、経営企画部 門副担当（渉外業務）		

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
奥 公 彦	常務執行役 不動産部門副担当		
宮 崎 良 治	常務執行役 不動産部門副担当 (不動産戦略)	日本郵便株式会社常務執行役員	
諫 山 親	常務執行役 特命	日本郵便株式会社執行役員副社長	2017年4月25日 付で当社常務執行 役に就任
田 中 進	常務執行役 特命	株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役副社長	
加 藤 進 康	常務執行役 特命	株式会社かんば生命保険常務執行役	2017年6月22日 付で当社常務執行 役に就任
櫻 井 誠	執行役 事業部門副担当 (宿泊事業)		
正 村 勉	執行役 システム部門副担当 (情報セキュリティ)		
泉 真美子	執行役 総務・人事部門副担当 (総務部)		
天 野 勝 美	執行役 システム部門副担当		
出 西 信 治	執行役 事業部門副担当 (病院管理)		
木 下 範 子	執行役 経営企画部門副担当 (広報、オリンピック・パ ラリンピック)		
小 方 憲 治	執行役 経営企画部門副担当 (経営企画部)		
矢 崎 敏 幸	執行役 特命	日本郵便株式会社執行役員	

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐 藤 克 彦	執行役 総務・人事部門副担当 (郵政大学校)		2017年 6 月22日 付で当社執行役に 就任
雪 野 誠 二	執行役 システム部門副担当 (グループIT統括)		2017年 6 月22日 付で当社執行役に 就任
志 摩 俊 臣	執行役 総務・人事部門副担当 (人事部)		2017年 6 月22日 付で当社執行役に 就任

- (注) 1. 取締役向井理希氏は、株式会社ゆうちょ銀行において、常務執行役等を歴任しており、その経歴を通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は、監査委員会の活動の実効性確保の目的から、八木柁氏及び向井理希氏を常勤の監査委員として選定しております。
3. 社外取締役である野間光輪子、三村明夫、八木柁、清野智、石原邦夫、犬伏泰夫、チャールズ・デイトマース・レイク二世、広野道子及び宗像紀夫の各氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
4. 広野道子氏の戸籍上の氏名は藤井道子であります。
5. 清野智氏は2018年 3 月31日付で東日本旅客鉄道株式会社取締役会長を退任し、同年 4 月 1 日付で同社顧問に就任しております。また、同年 4 月 1 日付で独立行政法人国際観光振興機構理事長に就任しております。
6. アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバスの日本支店の全事業は、日本法人化により、2018年 4 月 2 日付でアフラック生命保険株式会社に承継され、同日付でチャールズ・デイトマース・レイク二世氏は同社代表取締役会長に就任しております。

当年度中に辞任した会社役員

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
稲 澤 徹	常務執行役 特命	日本郵便株式会社専務執行役員	2017年 4 月24日 付で当社常務執行 役を辞任
白 石 裕	執行役 経理・財務部門副担当		2017年 6 月22日 付で当社執行役に 就任 2018年 2 月28日 付で当社執行役を 辞任
原 口 亮 介	専務執行役 経営企画部門担当		2018年 3 月30日 付で当社専務執行 役を辞任
立 林 理	常務執行役 特命	日本郵便株式会社常務執行役員	2018年 3 月31日 付で当社常務執行 役を辞任

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
菊 原 英 武	執行役 システム部門副担当 (プロジェクト管理)		2018年3月31日 付で当社執行役を 辞任
高 橋 克 之	執行役 システム部門副担当 (新規事業)	日本郵便株式会社執行役員	2018年3月31日 付で当社執行役を 辞任

(注) 地位及び担当、重要な兼職は辞任時点のものであります。

2 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	11名	104
執行役	30名	732
計	41名	836

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役と執行役の兼務者2名及び主要な子会社等に属し専ら各子会社等の業務執行を行っている取締役4名に対しては、当社取締役としての報酬等は支給していません。また、主要な子会社等に属し専ら各子会社等の業務執行を行っている執行役8名については、当社執行役としての報酬等は支給していません。
3. 役員退職慰労金及び役員賞与はございません。
4. 執行役の報酬等には、株式報酬として当年度に費用計上した額（153百万円）を含んでおります。

各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社の取締役及び執行役の報酬等につきましては、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を以下のように定め、この方針に則って報酬等の額を決定しております。

- 報酬体系
 - 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
 - 当社の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
 - 当社の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬（確定金額報酬）及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。
- 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当社の現況を考慮して相応な程度とする。

3 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の基本報酬（確定金額報酬）及び経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当社の現況を考慮して相応な程度とする。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基本報酬とすることができる。

株式報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点から、職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する係数を乗じて算出されるポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式及び一定割合の株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

なお、国家公務員からの出向者が執行役に就任した場合にあっては、当該執行役の退任時（退任後、引き続いて国家公務員となる場合を除く。）に国家公務員としての在職期間を通算の上、社員の退職手当規程を準用して算出された退職慰労金を支給できるものとする。

3 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
池 田 憲 人	会社法第427条第1項及び定款の規定により、取締役（同項に定める非業務執行取締役等であるものに限る。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に掲げる金額の合計額としております。
横 山 邦 男	
植 平 光 彦	
向 井 理 希	
野 間 光輪子	
三 村 明 夫	
八 木 柊	
清 野 智	
石 原 邦 夫	
犬 伏 泰 夫	
チャールズ・ディト マース・レイク二世	
広 野 道 子	
宗 像 紀 夫	

(注) 氏名は、年度末現在において責任限定契約を締結している取締役の氏名を記載しております。

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏 名	兼職その他の状況
野 間 光輪子	日本ぐらし株式会社代表取締役 株式会社望月代表取締役
三 村 明 夫	新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 株式会社日本政策投資銀行取締役（社外役員） 株式会社産業革新機構取締役（社外役員） 東京海上ホールディングス株式会社取締役（社外役員） 株式会社日清製粉グループ本社取締役（社外役員）
八 木 征	株式会社共同通信社顧問
清 野 智	東日本旅客鉄道株式会社取締役会長 東北電力株式会社取締役（社外役員）
石 原 邦 夫	東京海上日動火災保険株式会社相談役 東京急行電鉄株式会社監査役（社外役員） 株式会社ニコン取締役（社外役員）
犬 伏 泰 夫	株式会社神戸製鋼所名誉顧問 阪神国際港湾株式会社代表取締役会長
チャールズ・デイト マース・レイク二世	アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス日本における代表者・会長 アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長 東京エレクトロン株式会社取締役（社外役員）
広 野 道 子	21LADY株式会社代表取締役社長 株式会社イルムスジャパン代表取締役社長 株式会社洋菓子のヒロタ代表取締役会長兼社長 NECネットエスアイ株式会社取締役（社外役員）
宗 像 紀 夫	弁護士 内閣官房参与

(注) 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき関係はありません。

2 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
野 間 光輪子	4年9か月	当年度取締役会14回開催のうち14回に出席 当年度監査委員会22回開催のうち22回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
三 村 明 夫	4年9か月	当年度取締役会14回開催のうち13回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
八 木 柁	4年9か月	当年度取締役会14回開催のうち14回に出席 当年度監査委員会22回開催のうち22回に出席	大手通信社における経験及び見識に基づき、当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
清 野 智	3年9か月	当年度取締役会14回開催のうち14回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
石 原 邦 夫	2年9か月	当年度取締役会14回開催のうち13回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
犬 伏 泰 夫	2年9か月	当年度取締役会14回開催のうち14回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
チャールズ・ ディトマース・ レイク二世	1年9か月	当年度取締役会14回開催のうち14回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
広 野 道 子	1年9か月	当年度取締役会14回開催のうち14回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
宗 像 紀 夫	1年9か月	当年度取締役会14回開催のうち14回に出席 当年度監査委員会22回開催のうち22回に出席	法曹界における知識及び経験に基づき、当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。

- (注) 1. 在任期間は、2018年3月31日現在の在任期間を記載しております。
2. 在任期間は、1か月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	10名	82	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 役員退職慰労金及び役員賞与はございません。

4. 株式に関する事項

1 株式数

発行可能株式総数 18,000,000千株
発行済株式の総数 4,500,000千株

2 当年度末株主数

722,030名

3 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
財務大臣	2,559,524千株	63.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	64,897千株	1.60%
日本郵政社員持株会	53,482千株	1.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	48,946千株	1.21%
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	28,562千株	0.70%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	20,721千株	0.51%
JP MORGAN CHASE BANK 385151	17,866千株	0.44%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	15,932千株	0.39%
STATE STREET BANK – WEST PENSION FUND CLIENTS – EXEMPT 505233	15,745千株	0.38%
THE BANK OF NEW YORK 133524	15,645千株	0.38%

- (注) 1. 持株数等につきましては、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率につきましては、自己株式（456,139千株）を控除して計算しております。
なお、自己株式には株式給付信託が保有する当社株式（698千株）を含めておりません。
3. 当社は、2017年9月11日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を決議し、下記のとおり実施いたしました。
- (1) 自己株式の取得理由
株主還元を強化すると共に、2017年9月11日付「株式売出しに関するお知らせ」にて公表した当社普通株式の売出しを踏まえ、今後の政府保有株式売却に係る株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得を実施しました。
- (2) 取得に係る事項の内容
- | | |
|-----------|-----------------|
| ① 株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 株式の総数 | 72,833,200株 |
| ③ 取得価格の総額 | 99,999,983,600円 |
| ④ 取得日 | 2017年9月13日（水） |

5. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 薮 和 彦 指定有限責任社員 小 澤 陽 一 指定有限責任社員 富 山 貴 広	234	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるグループ資金管理に関するアドバイザー業務等について対価を支払っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法等に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
3. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、これらについて適切と判断したため、会計監査人の報酬等について同意しております。
4. 当社及び子法人等（子会社を含みます。以下同じ。）が、会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、905百万円であります。
- なお、当社の「当該事業年度に係る報酬等」のうち、当該事業年度に係る連結損益計算書に計上されていない65百万円は、この合計額に含まれておりません。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 会計監査人に関するその他の事項

■ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、監査委員会は、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針です。

■ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

- 1 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「3事業会社」という。）との間で日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書（以下「グループ運営覚書」という。）を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について、事前承認申請又は報告（株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険にあっては事前協議又は報告）を求める。
 - (2) グループ内取引が適正に行われ、グループ各社の健全性に重大な影響を及ぼすことのないよう、グループ運営覚書において、グループ内取引に関する基本方針及びグループ各社が遵守すべき事項等について定める。
- 2 当社の執行役及び使用人並びに子会社の取締役、執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) グループの経営理念、経営方針及び行動憲章を定め、グループ各社の役職員が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、グループ運営覚書において、コンプライアンス態勢の基本的枠組みを構築する。
 - (2) グループのコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループの経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について審議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
 - (3) 当社の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。また、グループ運営覚書において、3事業会社にコンプライアンス・マニュアルの作成、研修の実施などによるコンプライアンスの徹底を求める。
 - (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、グループの行動憲章に基づき、グループ全体として断固対決する姿勢を持ち、反社会的勢力との一切の関係を遮断し排除する。また、平素からグループ各社及び警察等の外部専門機関と連携をとり、違法行為や不当要求行為等には毅然と対応する。
 - (5) グループの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、グループ運営覚書において、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び報告に関するルールを定める。また、財務報告に係る内部統制の整備等を統括する部署及び財務報告に係る内部統制の独立的評価を実施する部署を設置し、グループの財務報告の信頼性の確保に努めるとともに、重要な事項を必要に応じて経営会議及び監査委員会に報告する。
 - (6) 法令又は社内規則の違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知する。
 - (7) 被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施する。また、グループ運営覚書において、3事業会社に実効性のある内部監査を求めるとともに、内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等のモニタリングを行い、その結果を経営会議及び監査委員会に報告する。
- 3 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) グループリスク管理における基本方針として、リスク管理の基本原則、管理対象リスクなどリスク管理に当たって遵守すべき基本事項をグループ運営覚書に定める。

- (2) グループのリスク管理を統括する部署を設置し、グループが抱えるリスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、発生リスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、グループのリスク管理の実施状況を、経営会議に報告する。
- (3) 当社のリスク管理について、管理方針及び管理規程により、リスクの区分、管理方法、管理態勢等を定めて実施する。また、リスク管理に係る重要な事項は経営会議において審議する。
- (4) 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、グループ運営覚書において、危機管理態勢及び危機対応策等に関するルールを定める。
- 4 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
経営会議規則及び文書管理規程等において、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。
- 5 当社の執行役並びに子会社の取締役及び執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について審議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
(2) 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌並びに執行役の職務権限及び責任を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。
(3) 効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、認識の共有を図るためにグループ運営会議を設置する。
- 6 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の使用人を配置する。
- 7 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会事務局の使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- 8 監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査委員会事務局の使用人は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の指揮命令に従い、調査を行い報告を受ける等の業務を実施する。
- 9 監査委員会への報告に関する体制
(1) 内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的にグループの内部統制に係る業務の執行状況を報告する。
(2) 内部監査部門を所管する執行役は、グループの内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。
(3) コンプライアンス部門を所管する執行役は、グループのコンプライアンス推進状況及びコンプライアンス違反の発生状況等について、定期的に監査委員会に報告する。
また、内部通報等により発覚したグループの重大なコンプライアンス違反事案（そのおそれのある事案を含む。）については、速やかに監査委員に報告する。
(4) 執行役及び使用人は、グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
(5) 執行役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、グループの業務執行に関する事項を報告する。
(6) 監査委員会又は監査委員に報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならないものとする。

- 10 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

執行役及び使用人は、監査委員が監査委員会の職務の執行として弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を会社に対して請求したときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要でないことを会社が証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。

- 11 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表執行役は、当社の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
- (2) 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
- (3) 監査委員会は、その職務の執行に当たり、3事業会社の監査委員会又は監査役と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。

「業務の適正を確保するための体制」の運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

- ・当社グループの内部統制及びコーポレートガバナンスの更なる強化を目的として、「内部統制等総括会議」を設置し、内部統制又はコーポレートガバナンスに関する必要な事項について審議しております。
- ・「内部統制システムの構築に係る基本方針」の運用状況について、四半期ごとに内部統制等総括会議及び取締役会等（取締役会、監査委員会及び経営会議をいいます。以下同じ。）に報告することにより、内部統制システムが有効に機能しているか確認しております。

② グループ運営体制

- ・当社は、3事業会社との間で日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営覚書を締結し、グループ共通の理念、方針その他のグループ運営に係る基本的事項について合意しており、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について、承認・協議を行う又は報告を求める体制を構築しております。
- ・グループ運営覚書に基づき、3事業会社から重要なグループ内取引等について報告等を受け、当社において点検を行い、グループ内取引が適正に行われていることを確認しております。

③ コンプライアンス体制

- ・当社グループでは、コンプライアンスが経営の最重要課題のひとつであることを認識し、コンプライアンス委員会及び業務推進部署から独立したコンプライアンス統括部署の設置等、実効性のあるコンプライアンス態勢を整備しております。
- ・コンプライアンス推進の具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、その取組状況を四半期ごとにコンプライアンス委員会及び取締役会等に報告しております。
- ・「コンプライアンス・ハンドブック」の作成・配布、研修の実施等により役員及び社員のコンプライアンス意識向上に取り組んでおります。
- ・コンプライアンス違反等が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、内部通報窓口を社内外に設置し、その利用について研修等により役員及び社員へ周知しております。

- ④ 反社会的勢力排除体制
- ・当社グループは、「日本郵政グループ行動憲章」、「経営トップの宣言」や「反社会的勢力に対する基本方針」をグループ各社のホームページに掲載する等により、社内外に向けて反社会的勢力との関係を遮断し被害を防止することを宣言しております。
 - ・反社会的勢力との対応については、反社会的勢力との対応を統括する部署を設置し、関連情報の一元的管理、対応マニュアルの整備、契約書等への暴力団排除条項の導入指導等を行うとともにグループ各社や外部専門機関とも連携して、組織全体として関係遮断・排除に取り組んでおります。
- ⑤ リスク管理体制
- ・リスク管理基本方針に基づき、グループ及び当社のリスク管理の状況について、四半期ごとに取締役会等に報告しております。
 - ・グループ運営覚書において定められた危機管理態勢及び危機対応策等に関するルールに基づき、各社の危機管理体制の有効性の確認、災害発生時の報告・情報共有の実施、緊急時における情報伝達体制の確認等を行い、危機管理態勢の整備状況、訓練の実施状況について日本郵政グループ危機管理委員会へ報告しております。
- ⑥ 内部監査体制
- ・監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告しております。
 - ・内部監査発見事項の是正・改善状況を四半期ごとに確認し、その結果を取締役会等に報告しております。
 - ・3事業会社の監査活動状況等を四半期ごとに把握・評価し、取締役会等に報告しております。
- ⑦ 財務報告に係る体制
- ・当社は、金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会）に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。また、年度評価計画、進捗状況、当社及び当社グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の判断結果等を取締役会等に報告しております。
- ⑧ 情報保存管理体制
- ・文書管理規程において各種情報の保存及び管理の方法等を明確化しております。
 - ・本社における業務執行等の意思決定手続きの迅速化、内部統制の高度化を目的に、決裁手続きを電子化するために導入した「統合文書管理システム」を適切に運用しております。また、電子文書の保管機能拡充のため、新たな保管システム「グループ共有フォルダ」の運用を開始しました。
 - ・経営会議議事録については、正確に記録・作成し、情報の保存及び管理を適切に行っております。
- ⑨ 効率的職務執行体制
- ・経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について審議しております。また、定期的にグループ運営会議を開催し、グループ経営に関する重要事項の課題等を議論しております。
 - ・組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌並びに執行役の職務権限及び責任を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図っております。
- ⑩ 監査委員会関連体制
- ・内部監査部門及びコンプライアンス部門等、内部統制部門を所管する執行役は監査委員会に定期的に報告を行うとともに、役員及び社員は監査委員会の監査に必要な情報を随時報告しております。
 - ・監査委員会の職務を補助するため、執行部門から独立した事務局を設置し、必要な人員を配置しております。また、監査委員会の職務の執行に必要な費用については、必要額を予算計上等し、監査委員会の活動が制約なく行われるようにしております。
 - ・代表執行役と監査委員会は、経営上の重要事項について定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努めております。監査委員会は、会計監査人及び3事業会社の監査委員会又は監査役と定期的に意見交換を行うなどして連携を図っております。

8. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続して安定的に行うことを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を意識し、着実な株主への利益還元を実現するため、2018年3月期末までの間は連結配当性向50%以上を目安に、安定的な1株当たり配当を目指してまいりました。

当社の剰余金の配当の決定機関は、経営の機動的な運営を確保するため、定款において取締役会と定めております。また、毎年3月31日、9月30日を基準日として、剰余金の配当をすることができる旨を定めております。

当事業年度の配当につきましては、業績等を総合的に判断した結果、普通株式の年間配当は、日本郵政グループ10周年を踏まえた特別配当7円を含む1株当たり57円（うち中間配当25円）といたします。

今後は、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を意識し、着実な株主への利益還元を実現するため、2021年3月期末までの間は1株当たり年間配当50円以上を目安に、安定的な1株当たり配当を目指してまいります。

内部留保資金につきましては、企業価値の向上を目指すべく、成長機会獲得のための投資や資本効率を意識した資本政策などに活用してまいります。

なお、日本郵政株式会社法第11条に基づき、当社の剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）については、総務大臣の認可を受けなければその効力を生じません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	50,782,381
コールローン	745,000
債券貸借取引支払保証金	11,520,376
買入金銭債権	454,635
商品有価証券	32
金銭の信託	7,056,398
有価証券	199,363,017
貸出金	13,772,684
外国為替	87,487
その他資産	2,365,569
有形固定資産	3,154,613
建物	1,195,097
土地	1,544,016
建設仮勘定	83,165
その他の有形固定資産	332,333
無形固定資産	329,880
ソフトウェア	309,572
のれん	2,885
その他の無形固定資産	17,421
退職給付に係る資産	43,694
繰延税金資産	970,601
貸倒引当金	△ 6,217
資産の部合計	290,640,154

科 目	金 額
(負債の部)	
貯金	178,489,035
売現先勘定	1,985,285
保険契約準備金	69,948,383
支払備金	548,196
責任準備金	67,777,297
契約者配当準備金	1,622,889
債券貸借取引受入担保金	17,475,671
コマーシャル・ペーパー	191,481
外国為替	309
その他負債	3,350,756
賞与引当金	126,869
退職給付に係る負債	2,256,418
従業員株式給付引当金	809
役員株式給付引当金	727
睡眠貯金払戻損失引当金	86,114
価格変動準備金	916,743
繰延税金負債	1,068,313
負債の部合計	275,896,920
(純資産の部)	
資本金	3,500,000
資本剰余金	4,135,462
利益剰余金	3,551,054
自己株式	△ 831,945
株主資本合計	10,354,570
その他有価証券評価差額金	2,688,219
繰延ヘッジ損益	2,784
為替換算調整勘定	△ 85,870
退職給付に係る調整累計額	294,238
その他の包括利益累計額合計	2,899,371
非支配株主持分	1,489,292
純資産の部合計	14,743,234
負債及び純資産の部合計	290,640,154

連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		12,920,375
郵便事業収益	2,676,204	
銀行事業収益	2,042,980	
生命保険事業収益	7,952,894	
その他経常収益	248,296	
経常費用		12,004,230
業務費	8,971,688	
人件費	2,629,701	
減価償却費	279,165	
その他経常費用	123,674	
経常利益		916,144
特別利益		92,141
固定資産処分益	88,182	
負ののれん発生益	568	
移転補償金	190	
受取補償金	176	
受取和解金	1,001	
事業譲渡益	2,005	
その他の特別利益	15	
特別損失		181,358
固定資産処分損	4,762	
減損損失	17,964	
価格変動準備金繰入額	128,031	
老朽化対策工事に係る損失	25,213	
その他の特別損失	5,387	
契約者配当準備金繰入額		117,792
税金等調整前当期純利益		709,134
法人税、住民税及び事業税	357,503	
法人税等調整額	△ 160,395	
法人税等合計		197,107
当期純利益		512,027
非支配株主に帰属する当期純利益		51,404
親会社株主に帰属する当期純利益		460,623

連結株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,135,414	3,294,130	△ 731,992	10,197,552
当期変動額					
剰余金の配当			△ 204,013		△ 204,013
親会社株主に帰属する 当期純利益			460,623		460,623
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		47			47
自己株式の取得				△ 99,999	△ 99,999
自己株式の処分				46	46
連結範囲の変動			314		314
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	47	256,923	△ 99,953	157,018
当期末残高	3,500,000	4,135,462	3,551,054	△ 831,945	10,354,570

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,105,162	△ 103,790	△ 80,730	333,571	3,254,213	1,502,815	14,954,581
当期変動額							
剰余金の配当							△ 204,013
親会社株主に帰属する 当期純利益							460,623
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							47
自己株式の取得							△ 99,999
自己株式の処分							46
連結範囲の変動							314
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 416,943	106,575	△ 5,140	△ 39,333	△ 354,842	△ 13,522	△ 368,365
当期変動額合計	△ 416,943	106,575	△ 5,140	△ 39,333	△ 354,842	△ 13,522	△ 211,347
当期末残高	2,688,219	2,784	△ 85,870	294,238	2,899,371	1,489,292	14,743,234

計算書類

貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	269,830
現金及び預金	194,746
たな卸資産	371
前払費用	164
短期貸付金	18,620
未収入金	17,310
未収還付法人税等	31,003
その他	7,620
貸倒引当金	△ 6
固定資産	7,857,612
有形固定資産	167,831
建物	30,544
構築物	599
機械及び装置	1,393
車両運搬具	219
工具、器具及び備品	3,456
土地	97,871
建設仮勘定	33,747
無形固定資産	10,447
ソフトウェア	4,980
その他	5,467
投資その他の資産	7,679,332
関係会社株式	7,680,895
長期貸付金	3,160
破産更生債権等	79
長期前払費用	205
その他	224
貸倒引当金	△ 79
投資損失引当金	△ 5,152
資産合計	8,127,442

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	47,864
未払金	40,739
未払費用	1,078
未払法人税等	200
未払消費税等	150
賞与引当金	1,904
ポイント引当金	505
その他	3,285
固定負債	129,455
退職給付引当金	94,866
役員株式給付引当金	166
公務災害補償引当金	18,989
その他	15,432
負債合計	177,320
(純資産の部)	
株主資本	7,950,122
資本金	3,500,000
資本剰余金	4,503,856
資本準備金	875,000
その他資本剰余金	3,628,856
利益剰余金	778,212
その他利益剰余金	778,212
繰越利益剰余金	778,212
自己株式	△ 831,945
純資産合計	7,950,122
負債純資産合計	8,127,442

損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		280,850
ブランド価値使用料	13,567	
関係会社受取配当金	198,891	
受託業務収益	17,463	
貯金旧勘定交付金	5,679	
医業収益	18,733	
宿泊事業収益	26,514	
営業費用		62,123
受託業務費用	20,424	
医業費用	23,612	
宿泊事業費用	29,491	
管理費	△ 11,406	
営業利益		218,727
営業外収益		3,273
受取利息	32	
受取賃貸料	2,543	
システム改修料	155	
その他	541	
営業外費用		2,272
賃貸費用	1,295	
システム改修費用	115	
株式売出関連費用	582	
その他	278	
経常利益		219,729
特別利益		2,144
固定資産売却益	61	
受取補償金	163	
事業譲渡益	1,687	
その他	231	
特別損失		34,908
固定資産除却損	23	
減損損失	6,256	
老朽化対策工事負担金	26,560	
その他	2,067	
税引前当期純利益		186,965
法人税、住民税及び事業税	△ 9,266	
法人税等合計		△ 9,266
当期純利益		196,232

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	785,993	785,993
当期変動額						
剰余金の配当					△ 204,013	△ 204,013
当期純利益					196,232	196,232
自己株式の取得						
自己株式の処分						
当期変動額合計	－	－	－	－	△ 7,781	△ 7,781
当期末残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	778,212	778,212

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△ 731,992	8,057,856	8,057,856
当期変動額			
剰余金の配当		△ 204,013	△ 204,013
当期純利益		196,232	196,232
自己株式の取得	△ 99,999	△ 99,999	△ 99,999
自己株式の処分	46	46	46
当期変動額合計	△ 99,953	△ 107,734	△ 107,734
当期末残高	△ 831,945	7,950,122	7,950,122

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薊	和彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤	陽一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富山	貴広	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本郵政株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵政株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2 監査の結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

日本郵政株式会社 監査委員会

監査委員（常勤） 八 木 柁 ㊟

監査委員 野 間 光輪子 ㊟

監査委員 宗 像 紀 夫 ㊟

監査委員（常勤） 向 井 理 希 ㊟

（注）監査委員八木柁、野間光輪子及び宗像紀夫は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薊	和彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤	陽一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富山	貴広	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本郵政株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針等に従い、会社の内部監査部門等と連携するとともに、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査委員及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムは、継続的な改善が図られており、取締役及び執行役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、グループとして内部統制の強化を推進しているところであり、監査委員会としては、その推進状況を引き続き注視いたします。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

日本郵政株式会社 監査委員会

監査委員（常勤） 八 木 柊 ㊟

監査委員 野 間 光輪子 ㊟

監査委員 宗 像 紀 夫 ㊟

監査委員（常勤） 向 井 理 希 ㊟

（注）監査委員八木柊、野間光輪子及び宗像紀夫は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図 (昨年と会場が異なりますので、お間違えの無いようご注意ください。)

場所

ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階「ボールルーム」

東京都港区芝公園四丁目8番1号 電話 (03) 5400-1111

※ザ・プリンス パークタワー東京は、東京プリンスホテルとは敷地が離れております。お間違えの無いようご注意ください。

※お車でのご来場はご遠慮願います。

※株主さまへのお土産はご用意しておりません。

会場詳細図 地下2階



交通機関のご案内

① 都営地下鉄三田線	「芝公園駅」	A4 出口	徒歩約6分	→ 経路
② 都営地下鉄大江戸線	「赤羽橋駅」	赤羽橋口	徒歩約8分	→ 経路
③ 都営地下鉄浅草線・大江戸線	「大門駅」	A6 出口	徒歩約13分	→ 経路
④ JR山手線・京浜東北線	「浜松町駅」	北口	徒歩約15分	→ 経路

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に
基づき、より多くの人へ適切に情報を伝え
られるよう配慮した見やすいユニバーサ
ルデザインフォントを採用しています。